

入所申込受付について

特別養護老人ホーム延寿園

◎入所できる方

※介護認定で要介護3～5と認定されている方

※要介護1・2の方は「特例入所」対象者となり、要件を満たせば入所可能となります。

詳細は、別紙1でご確認下さい。

◎入所申込受付方法

①入所申込である事を伝え、氏名・連絡先をお知らせください。

②担当者から受付をご連絡いたします。

(ただし、土・日曜日及び年末年始は受付しておりません。)

③受付時に入所予定者の心身状況の聞き取り調査を行いますので状況を説明できる方の来園をお願いします。

◎持参していただく書類等

① 介護保険被保険者証 (写し可)

② 介護保険負担限度額認定証 (写し可)

③ 主治医意見書の写し

④ 直近3ヶ月分のサービス提供票及びサービス提供票別表
(在宅サービスを利用している場合)

⑤ 入所申込者評価基準に係る意見書 (担当ケアマネの方が作成した場合)

⑥ 印鑑 (認印)

※③・④・⑤は、担当ケアマネージャーへご相談下さい。

住 所：青森県むつ市大畑町大赤川29番地4 延寿園

電 話：0175-34-3297 FAX：0175-34-3495

別紙 1

～特例入所申込の受付基準について～

要介護1～2の方の特例入所申込の受付につきましては、以下の①～④のいずれかに該当する必要があります。

特例入所基準に該当するかどうかにつきましては、ご本人及びご家族・関係機関等に詳しい状況を確認した上で保険者市町村に報告し、市町村の見解を求めた後に判断をする事となります。

なお、ここでいう特例入所とは、優先的な入所をお約束するといった意味合いのものではなく、あくまでも要介護1～2の方の申し込みを例外的に受け付ける事についてあらわしたものですので、あらかじめご了承ください。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁にみられること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁にみられること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

以上①～④が特例入所の申し込み対象者となります。ご確認のうえ入所申込書にその状況を記入してお申し込み下さい。